

民法判例研究

(サッカーボール訴訟：責任能力者の監督義務者等の責任)

大河原直樹

平成 24 年 (受) 第 1948 号 損害賠償請求事件

平成 27 年 4 月 9 日 第一小法廷判決 民集 69 卷 3 号 455 頁

[事実]

平成 16 年、愛知県の小学校の校庭でフリーキックの練習をしていた当時 11 歳の男児 B の蹴ったボールが道路にでたことにより自動二輪車を運転して小学校の道路を進行していた当時 85 歳の男性 C がボールを避けようとして転倒して負傷し、その後死亡したことにつき、C の権利義務を承継した原告 X (本件被上告人ら) が、上記 B の父母である被告 Y1 および Y2 (本件上告人ら) に対し、民法 709 条又は 714 条 1 項に基づく損害賠償を請求した事案である。Y1 および Y2 が B に対して監督義務を怠らなかったかどうか争われている。C の上記事故の負傷は、左脛骨及び左腓骨骨折等の傷害で、入院中の平成 17 年 7 月 10 日誤嚥性肺炎により死亡した。

小学校は放課後、児童らに対して校庭を開放していた。ゴールにはゴールネットが張られており、ゴールの後方約 10m には高さ 1.3m の南門、その左右には高さ 1.2m のネットフェンス、校庭の南側には幅約 1.8m の側溝もあった。南門と道路の間には橋が架かっていて、小学校の周辺には田畑が存在し道路の交通量は少なかった。

B は当時 11 歳であり、責任を弁識する能力がなかった。男児の父母は危険な行為に及ばないように日頃から男児に通常のしつけをしてきたとある。

男性側の遺族は男児の父母に約 5000 万円の賠償金を求め裁判

を起こし一審・二審は男児の過失を認めた上で監督者の両親に責任があるとして、一審約 1500 万円・二審約 1100 万円の賠償金命令を下した。

【判旨】

原審は、「上記事実において、本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ることはその後方にある道路に向けて蹴ることになり、蹴り方次第ではボールが道路に飛び出す危険性があるので上告人らにはこのような場所では周囲に危険が及ぶような行為をしないように指導する義務、ゴールに向けてサッカーボールを蹴らないようにする監督する義務があり、上告人らはこれを怠ったなどとして、被上告人の民法 714 条 1 項に基づく損害賠償請求を一部認容した」として親の監督義務の過失を認めた。

だが上記判断を是認することはできないとして次のように判示した。「前記事実関係によれば、満 11 歳の B が本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことはボールが道路に出てしまう可能性があり、道路を進行していた C との間に危険性を有する行為であったといえることができるものではあるが、B は友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた校庭で使用可能な状態で設置されていたゴールに対してフリーキックの練習をしていたのであり、B の行為自体にはゴールの後方に道路があるを考慮しても、校庭の日常的な使用方法として通常な行為である。」。このように判示し、少年 B の行為は危険性はあるが行為自体には非日常的な行為ではないとした。

また上記[事実]でも書いたように「ゴールにはゴールネットが張られ、その後方 10m の場所には南門及びネットフェンスが設置され、これらと道路の間には 1.8m の側溝があったのでありゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものとは考えられない。また B がゴールに向けて蹴ったボールは南門の扉の上を越えて南門の前に架けられた橋の

上を転がり、進行していたCがこれを避けようとして生じたものであって、Cが道路に向けてボールを蹴ったなどと事情もうかがわれない。」としてボールがそう簡単に道路に出してしまう状況ではないし、Bの故意で行ったものではないとした。

そして、本件の責任能力者の監督義務者等の責任については、以下の通り判示した。「責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にな子孫の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するように日頃から指導監督する義務があると解される。通常は人身に危険が及ぶような行為である親権者の直接的な監視下のない子孫の行動について日頃からの指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ない。また、身体に危険が及ぶものとは見られない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなどの特別な事情が認められない限り、子に監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。」（通説では、監督義務を怠らなかったことを立証することは極めて困難であるとされており、本件以前の民法714条1項による免責を明示的に認めた判例は存在していない）と説明したうえで、「ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記事実と照らせば、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。またBの父母は危険な行為に及ばないよう日頃からBに通常のしつけをしていたというのであり、Bの行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったこともうかがわれない。そうすると、本件の事実関係に照らせば、Bの父母は、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠っていなかったというべきである。」。以上の通りBの父母は監督者義務を怠っていないと判示した。

以上により本判決は被上告人の民法714条1項に基づく損害賠償請求の理由がなくY1Y2の民法709条に基づく損害賠償請求も理由がないとして、Y1Y2の敗訴部分を取り消した。

[解説]

このような事件では親が監督者義務が問われ多額の賠償を支払っていたところを最高裁で賠償請求が阻却されたことがポイントとなっている。それが今回請求が阻却されたことで本判決以降の同種事件において裁判実務が大きく変わっていく可能性が出てきた。

実際、事実を見たところ親の否があるとは思われず、子供は非日常的な遊びをしていたわけでもない、学校の校庭で遊んでいた子供の監督までを求めてしまえば子供には犬と同様にリードをして、全ての行動に制限をかけなければいけなくなっていくのではないか。

また親はどこまでのしつけをしなければならないのか。親だからと子供のしていることを全て知ることは不可能に近い。判旨がいう一般的な指導監督とはどの範囲をいうのかが論点になる。

そして学校には否はないのか。1.3mの南門、1.2mのネットフェンスではあまりにも子供が校庭で遊び、ボールを使用するためには低い。国家賠償法2条1項は「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は地方団体は、これを賠償する責に任ずる」、と記されており、学校の責任を問うことができたのではないか。

最後に、1審、2審では賠償請求を認容しているがこれは厳しい判決であったと考えている。事件からCの死亡まで1年以上も経ち事件とCの死亡との因果関係もなく、一般的に見て最初からこの事件は阻却されてもよかったのではないか。

[参考文献]

本判決匿名コメント・判タ 1415 号(2015 年)69 頁。

企業法務戦士「民法 714 条の監督者責任をめぐる最高裁判決を過大評価することへのささやかな疑問」

<<http://d.hatena.ne.jp/FJneo1994/20150410/1428780916>>。